

令和6年度 香美市特産品振興事業募集要項

1. 事業の目的

事業者が実施する香美市（以下「市」という。）の特性を活かした特産品等の企画開発、既存商品の改良、販路拡大の効果的な取り組みに対し補助を行います。

2. 補助事業の内容

(1) 補助対象事業

市の地域資源（農林水産物や観光資源など）を活かすための次の事業

- ア 特産品等の企画開発
- イ 既存特産品等の改良や販路拡大

※本事業における特産品等とは、高知県の伝統的工芸品・特産品に指定されている「土佐打刃物」「フラフ」、または、市内の原材料を使用した商品で、市の魅力を発信することができる商品をいいます。

(2) 補助対象者

次のア～カの項目全てに該当する事業者

- ア 市に主たる事務所を置く事業者
- イ 補助事業を的確に遂行するに足る能力を有している事業者
- ウ 香美市税の滞納がないこと
- エ 香美市暴力団排除条例（平成22年条例第51号）第2条第1号及び第2号に該当する者でないこと
- オ 政治団体及び宗教団体でないこと
- カ 本補助金を過去に使用したことがない事業者

※ 事業者とは個人事業者、株式会社及び有限会社、事業協同組合及び企業組合、その他市長が認める団体とする。

(3) 助成要件

助成金額 20万円以内

(4) 助成対象経費

特産品等の企画開発、既存特産品等の改良や販路拡大に係る経費、ただし食料費や宗教等に対する経費は除く。

(5) 事業期間

補助金交付決定の日から、令和7年3月31日まで

(6) 遂行状況報告

補助金を活用した事業者は、事業実施の翌年度から5年間、遂行状況報告書（様式3）の提出が必要になります。

3. 申し込み窓口及び提出書類

商工観光課へ令和6年6月28日（金）午後5時までに次の提出書類を添えて申し込みください。

(1) 応募申込書兼誓約書（様式1）

(2) 事業計画書兼事業予算書（様式2）

(3) 確定申告書別表第1の写し

（税務署の受付印があるもの又はe-Taxの場合は受信通知）（※1）

(4) 市税の滞納がないことの証明書

※1 設立後に決算期や申告時期を迎えていない場合などは、営業実態が客観的に確認できる資料を添付してください。

例：法人設立届出書又は個人事業の開業届出書（税務署の受付印があるもの又はe-Taxの場合は受信通知）

※ 補助金交付の可否は、商工観光課で審査し決定します。

※ 申し込み多数の場合は商工観光課で協議のうえ、予算の範囲内で調整することがあります。

4. 補助金の請求・支払い方法

事業完了の確認後、補助金の交付を行います。前金払いは行いません。

5. 問い合わせ先

〒782-8501

高知県香美市土佐山田町宝町1-2-1

香美市役所商工観光課 電話0887-53-1084